

笠置町監査委員公表第5号

地方自治法第242条第9項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を実施した旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表します。

令和2年10月27日

笠置町監査委員 仲 北 悦 雄

同 西 岡 良 祐

記

1. 勧告年月日

令和2年7月28日

2. 勧告内容

笠置町長に対し、令和2年10月31日までに、笠置町が株式会社フェイス代表取締役 関谷幸司に対して有する不当利得返還金700万円及び令和2年1月30日から支払い済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金に関する債権について、訴訟の手続きを執るよう勧告する。

3. 措置年月日

令和2年10月19日

4. 措置内容

笠置町長は、株式会社フェイス 代表取締役 関谷幸司に対し、不当利得金700万円及び令和2年1月30日から支払い済みまで年5パーセントの割合による金員の支払いに加え、水道使用料の未払金1,204,252円の支払いを命ずる訴えを令和2年10月19日に京都地方裁判所に対し提起した。